

#10 電子政府

Yutaka Yasuda, 2004 spring term

電子政府

- 行政サービスへの電子的なアクセス
- 2000.11 - IT 基本法
(高度情報通信ネットワーク社会形成基本法)
- 2001.1 - e-Japan 戦略
- 2003.5.15 - e-Japan 戦略II
- 2003.7.17 - 電子政府構築計画
- 2004.2.6 - e-Japan 戦略II加速化パッケージ

行政の情報化

- 民間企業などと同じく情報化は行われている
 - 1960年代からの電算機業務導入
 - 1990年代からのパソコン現場導入
 - 1995年以降のインターネット導入
- 官公庁間で温度差あり
 - 1992年特許庁(経済産業省)のオンライン出願
 - 通産省、郵政省、総務庁が先行、他は停滞

e-Japan 戦略

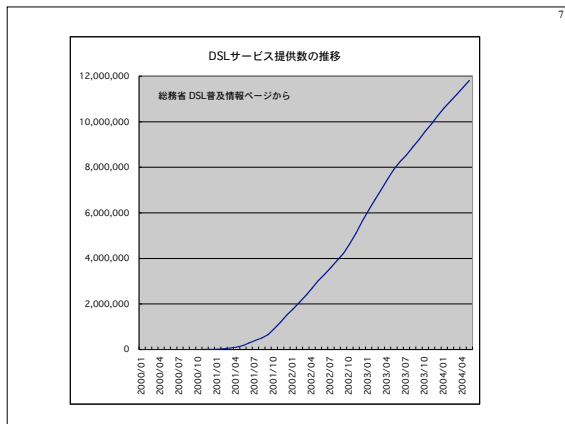
- 世界最先端の情報化国家をめざして
 - 「我が国は、すべての国民が情報通信技術(IT)を積極的に活用し、その恩恵を最大限に享受できる...5年以内に世界最先端のIT国家となることを目指す」
- 五年計画を僅か一年半で見直し

e-Japan 戦略

- アクセス網の整備
 - 少なくとも3000万世帯が高速インターネット網に
- 電子商取引
 - 2002年までに、規制改革、電子契約等法制整備
- 電子政府の実現
 - 2003年までに、電子情報を紙情報と同等に扱う行政を実現
- 人材育成の強化
 - 国民の情報リテラシーの向上、ITを指導する人材の育成

e-Japan 戦略

- 一年半での見直し
 - 3000万世帯におけるブロードバンド接続可能性は1年(2002.6)で達成
 - だが社会も経済も変わっていない
- インフラはできたが使われていない
 - 実際の加入者数はADSLだけで1200万世帯
- 利益(実益)を伴わせることで活性化



- 8
- ## e-Japan 戦略II
- IT 戦略第一期：基盤整備は達成されつつある
 - 方策の優先付け、評価等
 - 7 分野での IT 利活用の先導（医療、食、生活、中小企業金融、知、就労・労働、行政サービス）
 - 新しい IT 社会基盤整備

- 9
- ## 先導的取組例 (行政)
- (末尾にあげられていたが分かりやすいので先に紹介)
- サービス向上
 - 24時間365日ノンストップ・ワンストップ
 - 行政部門の業務効率向上
 - 住民の行政直接参加
 - 従来は間接政治システムしかなかった

- 10
- ## 先導的取組例 (医療)
- 患者基点の総合的医療サービス、継続的治療等
 - 医療機関の経営効率と医療サービスの向上
 - 医療機関情報の国民への開示（第3者機関による審査）
 - 診療報酬請求業務の効率化
 - レセプト処理のオンライン化開始〔2004年度から〕
 - 医療機関100%対応可能〔2010年まで〕

- 11
- ## e-Japan 戦略II 加速化パッケージ
- 2004.2.6 IT 戦略本部
 - e-Japan 戦略II を加速し 2005 年までに世界最先端の IT 国家になる
 - 方針
 - アジア等 IT 分野の国際戦略
 - セキュリティ（安全・安心）政策の強化
 - コンテンツ政策の推進
 - IT 規制改革の推進
 - 評価
 - 電子政府・電子自治体の推進

- 12
- ## 目的かつ手段としての電子化
- 目的は一般的
 - 業務態勢の変革など、特に IT 依存のものではない
 - 切り込むための手段として情報化を利用
 - 産業界での情報技術導入
 - 業務の機械化、しかし実体は明確・単純化
 - 情報技術導入を目的としていながら手段としても活かす

BPR, APR

- 企業で行われた業務機械化
 - 業務の内容、組織構造、流れを分析、最適化するところから手を付けた
 - BPR (Business Process Reengineering) と呼ばれる
 - 機械化は手段でありかつ目的でもある

BPR, APR

- 政府の業務電子化も同じ
 - APR (Administration Process Reengineering)
- 紙ベースの業務内容をそのまま電子化
 - 電子化の効果が薄い、または逆効果
 - 例：
紙で申告手続き開始、途中で電子化

電子政府のための法的枠組みの整備

- 法的問題
 - 5万を超える法令に基づく手続きが存在
 - 逐次的に電子化の法令改変を行うのは非現実的
- 2000.5 電子署名法
 - 電子署名に自署や押印と同じ法的効力を与える
- 2000.11 書面一括法
 - 書面が必要と定めた法律を改正、電子的手段による手続きを許可（約 50 本の法令を改正）
- 2002.12 オンライン通則法
 - 行政手続きを一括して電子的に行うことを認める

それ以外の法的枠組みの整備

- プロバイダ責任法
 - 掲示板などでの名誉棄損を理由に発言の削除、発信者情報の開示が請求できる
- 不正アクセス禁止法
- 盗聴法
 - プロバイダに捜査機関が立ち入って通信内容を調査可能に
- 住民基本台帳法
- 個人情報保護法
 - 電子化され蓄積されていく個人情報の利用の濫用を防ぐ

プライバシーマーク

- プライバシーマーク制度
 - 個人情報保護体制が JIS Q 15001 準拠を認証するもの
 - 平成10年4月から運用開始
- 社団法人情報サービス産業協会 (JISA)
 - システム・インテグレータやソフトウェア開発企業らによる業界団体
 - 経済産業省認可



See, privacymark.jp

国民的コンテンツとしての電子政府

- 利用可能性はあるが利用されない
 - コンテンツの不在
- 実施計画と法整備が重要な局面
- 全体像と目的を忘れずに
 - 電子政府は「高度情報通信ネットワーク社会」を形成する過程であり結果の一部である

デジタルデバイド

- 情報弱者をつくらない
- 利用者の情報ハンドリング能力向上
 - 一般にはリテラシーと呼ぶ?
- 普及と共に
 - 情報サービスのユニバーサルデザイン

e-democracy

- 住民の行政参加
 - 特に直接参加の可能性に注目
 - 直接選挙などが実現可能になりつつある
- 地方行政
 - 横浜市：電子市役所
<http://www.city.yokohama.jp/>
 - 各種申請書類が PDF で取得可能
 - ユーザに自由とともに業務負担を渡している

パブリック・コメントの例

経済産業省電子政府構築計画の見直しについて

平成16年6月3日
経済産業省
e-METI推進室

政府では電子政府構築計画（2003年（平成15年）7月17日CIO連絡会議決定）に基づき、国民の利便性、サービスの向上化、IT化に対応した業務改革等に取り組んでいるところでありますが、同計画では、毎年度その結果を踏まえて見直しを行うこととしております。

今般、政府全体の計画の見直しを行うに伴い、経済産業省電子政府構築計画についても見直しを行うこといたしました。

つきましては、見直し案の最終的なとりまとめを行うにあたり、下記の要領にて広く意見を募集致しますので、忌憚のないご意見をお寄せ頂きますようお願い申し上げます。

====
残念なことに締め切りが6/9でした（一週間しかない？）

独占禁止法改正（案）の概要及び 独占禁止法改正（案）の意見募集

2004年5月19日
公正取引委員会事務総局経済取引局企画室

公正取引委員会は、独占禁止法の改正について、平成14年10月から独占禁止法研究会を開催し、検討を行ってきたところ
....（中略）....

以上のような経緯を経て現在に至ったのでありますが、この際、この「独占禁止法改正（案）の概要及び独占禁止法改正（案）の考え方」について、御意見等がございましたら、郵送・電子メール・FAXのいずれかの方法により提出してください。

締切り

2004年6月25日